

「同法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改め、同項同欄中第 24 号を第 25 号とし、第 15 号から第 23 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。  
 15 同法第 19 条の規定により立入検査等を行うこと。  
 別表第 3 環境生活部廃棄物対策課の項第 4 項部長専決事項の欄に次の 1 号を加える。  
 1 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 31 号)第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により合理化事業計画の承認及び変更の承認を行うこと。  
 別表第 3 環境生活部廃棄物対策課の項に次のように加える。

6 公共関与推進室に 関すること。			
----------------------	--	--	--

別表第 3 環境生活部水俣病対策課の項の次に次のように加える。

環境生活部	男女共同参画・パートナーシップ推進課	1 男女共同参画社会の形成に係る施策及び協働社会の構築に係る施策(他課の分掌事務に係るものを除く。)の企画、総合調整及び推進に関すること。			
		2 男女共同参画社会づくりを目的とする団体の指導及び育成に関すること。			
		3 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)の施行に関すること。			
		4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の施行に関すること。			
		5 熊本県男女共同参画推進条例(平成 13 年熊本県条例第 59 号)の施行に関すること。			
		6 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)の施行に関すること。	1 同法第 10 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人(以下この項において「法人」という。)の設立の認証をすること。	1 同法第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出に関すること。 2 同法に基づく届出に関すること。	